

## テーマ：「固定資産税の軽減措置」

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している事業者に対する固定資産税の軽減措置についてご紹介します。

### 1. 固定資産税の軽減措置の概要

#### ① 概要

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者が所有する事業用家屋及び償却資産について、**令和3年度の固定資産税及び都市計画税が事業収入の減少割合に応じて、ゼロまたは2分の1**となります。

※土地に対するものは対象となりません。また、令和2年度の減免・軽減等はありません。

#### ② 適用要件

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の 事業収入の合計額の前年同期対比	減免率
▲50%以上	全額
▲30%以上 ～ ▲50%未満	2分の1

#### (具体例)

令和2年6月～8月（連続する任意の3カ月）			令和1年6月～8月（左記の前年同期）		
6月期	7月期	8月期	6月期	7月期	8月期
300万円	600万円	800万円	700万円	1,000万円	1,500万円
合計金額： 1,700万円・・・イ			合計金額： 3,200万円・・・ロ		
前年同期対比：▲46.8% ((イ-ロ)/ロ)					
→ 前年同期対比が▲30%以上～▲50%未満のため、減免率は2分の1となります。					

### 2. 申告期間及び申告方法

令和3年1月4日（月）から同年2月1日（月）までの間に、窓口または郵送による申告となります。

### 3. 注意事項

対象資産の所在する地方自治体によって申告書の様式が異なりますので、提出先のHPをご確認ください。

この申告書は、認定経営革新等支援機関の確認が必要になります。弊所は、認定経営革新等支援機関の認定を受けておりますので、担当者までお問い合わせください。